

国立大学法人群馬大学経営戦略本部経営戦略本部会議内規

令和 4. 3. 1 制 定

改正 令和 5. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、国立大学法人群馬大学経営戦略本部規程第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学経営戦略本部経営戦略本部会議（以下「会議」という。）に関し、必要なことを定める。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項で学長が定める事項を協議する。

- (1) 経営に関する重要事項
- (2) 教育研究に関する重要事項
- (3) 社会貢献に関する重要事項
- (4) その他大学の運営に係る重要事項

(構成員)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事

(議 長)

第4条 会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

(監事の出席)

第5条 議長は、必要に応じて監事に出席を要請し、その意見を聴くことができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、第3条に規定する以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第7条 会議の事務は、関係部課等の協力を得て、総務部企画評価課において処理する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第9条 この内規に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。